

| | |
|-----------------------|---|
| (9) 短期入所事業 改修整備 | 短期入所事業を行う場合に必要な、既存建物のバリアフリー化工事等、短期入所事業の基盤整備を図るための改修工事 |
| (10) その他施設における大規模な修繕等 | 特に必要と認められる上記に準ずる工事 |

- (注) 1 施設とは、地域自主戦略交付金の対象施設をいう。
 ただし、1の(3)の②の事業については、入所施設とする。
 2 一定年数は、おおむね10年とする。

2 補助基準

- (1) 原則として1施設の総事業費が次により算出された金額以上（ただし、1の(6)の事業については、介護リフト等特殊付帯工事費補助金実施要綱に基づき945万円以内）のものであり、かつ、これにより算出された額が1,000万円に満たない場合は、1,000万円以上のものとする（ただし、入所施設以外の施設については、500万円以上のものとする。）。

施設延面積(厚生労働大臣が必要と認めた面積)×4,000円ただし、アスベスト処理工事については、入所施設にあっては原則として総事業費が100万円以上、通所(利用)施設にあっては30万円以上のものとし、1の(7)の事業については、原則として総事業費が500万円以上のものとし、1の(8)の事業については150万円以上1,070万円以内のもの、1の(9)の事業については、30万円以上1,000万円以内（ただし、エレベーター等設置整備とその他の改修整備を行う場合の上限は、1,200万円以内、エレベーター等設置整備のみを行う場合の上限は、200万円以内）のもの、1の(10)の事業については、30万円以上600万円以内（ただし、短期入所事業以外の施設(以下、「本体施設」という。)の改修と一体的に改修工事を行う場合は、本体施設の一部とみなして本体施設に係る補助基準を適用)のものとする。

- (2) 建物の維持管理の義務を怠ったことに起因したものではないこと。
 (3) 設計の不備又は工事施行の粗漏に起因したものではないこと。

3 基準価格

次にいずれか低い方の価格を基準とする。

- (1) 公的機関(都道府県又は市町村の建築課等)の見積り
 (2) 工事請負業者の見積り

別添 2

地域自主戦略交付金におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて

第1 スプリンクラー設備

1 対象事業

既存施設において、消防法施行令（昭和36年3月25日政令第37号）及び同法施行規則（昭和36年4月1日自治省令第6号）に定める設備、設置基準及びこれに準じた措置に基づいて設置するスプリンクラー設備の整備事業

2 対象施設

- (1) 入所施設（当該施設に併設する短期入所事業所を含む。）にあつては、スプリンクラー設備を設置することを要しない部分以外の床面積（以下「床面積」という。）が275㎡以上の場合
- (2) 入所施設以外の施設については、床面積が6,000㎡以上の場合

3 国庫補助基準単価

1㎡当たり12,900円とする。

ただし、都市部において社会福祉法人等が整備する場合であつて、別添9「地域自主戦略交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」に定める基準に適合する整備を行うときの国庫補助基準単価は13,500円とする。

4 国庫補助対象面積

施設の延べ床面積を上限として厚生労働大臣が必要と認めた面積とする。

5 その他

- (1) スプリンクラー設備整備に要する経費についての地方債の取扱いについては、消防法及び同法施行令の規定により設置を義務付けられていないものについても起債の対象とされること。
- (2) スプリンクラー設備の代替えとしての性格を有するパッケージ型自動消火設備においても同様の取扱いとすること。

ただし、次の条件のいずれかを満たす場合についてのみ認められるものであること。

ア 水源やポンプ室等の設置が土地の制約上困難な場合

イ 建物の構造上配管工事が困難である場合

ウ スプリンクラー設備の設置工事により、入所者処遇等に相当な困難を生じる

ことが認められる場合

エ その他上記以外にスプリンクラー設備の設置が相当困難と認められる場合

第2 屋内消火栓設備

1 対象事業

既存施設において、消防法施行令（昭和36年3月25日政令第37号）及び同法施行規則（昭和36年4月1日自治省令第6号）に定める設備、設置基準及びこれに準じた措置に基づいて設置する屋内消火栓設備の整備事業

2 対象施設

消防法施行令第11条に基づき屋内消火栓設備の設置を要する施設（消防法令等が改正されることに伴い新たに必要となる施設を含む。）

3 国庫補助基準単価

(1) 消防法施行令第11条第3項第2号イからホまでに掲げる基準による屋内消火栓設備を設置する場合

ア 基準単価

(基本額) (㎡当たり加算額)

501万円以内 + 2,000円/㎡以内

イ 屋内消火栓箱設置数による加算

屋内消火栓箱については、当該設備を設置する個数に259千円以内の額を乗じた額を加算する。

ただし、特別の事情がある場合を除いて前記アによることが望ましいこと。

(2) パッケージ型消火設備を設置する場合

基準単価

当該設備を設置する個数に388千円以内の額を乗じた額

4 国庫補助対象面積

施設の延べ床面積を上限として厚生労働大臣が必要と認めた面積とする。

5 その他

屋内消火栓設備整備に要する経費についての地方債の取扱いについては、消防法及び同法施行令の規定により設置を義務付けられていないものについても起債の対象とされること。

別添3

老朽民間社会福祉施設の整備について

1 老朽民間社会福祉施設整備の趣旨

老朽民間社会福祉施設整備は、老朽化が著しく火災等の災害の発生の危険性が大きいものなど入所者の防災対策上、万全を期し難いものについて、入所者の安全性を確保する必要があることから、これを促進していくこととする。また、社会福祉法人がこの整備に係る費用を独立行政法人福祉医療機構から借入れた場合、この借入金については利子を徴しないこととする。

2 老朽民間社会福祉施設整備の対象施設

この整備の対象となるのは、社会福祉法人が設置する（１）に定める施設であって、（２）に定める期間内に整備するもの。

（１）対象となる社会福祉施設等

（対象施設）

生活保護法に規定する救護施設、更生施設又は宿所提供施設

（２）適用期間

平成23年度から平成27年度（5年計画）

3 対象事業

この整備の対象となる事業は、次の通りである。

（１）木造による施設の場合

別紙1に掲げる算定方法によって得た数（以下「老朽度数」という。）が当該各施設の居室について、別表の右欄に掲げる基準定員を満たす居室とするための施設の改築整備事業（1施設で2以上の建物（棟）がある場合には、個々の建物（棟）を単位としてその一部の改築を含む。以下同じ。）にあっては、5,500点以下をそれ以外にあっては4,500点以下のものを施設の改築整備事業とする。

（２）ブロック造りによる施設の場合

施設が建設された年度から起算した当該施設の経過期間が申請年度において、トラスが鉄製のものについては30年、その他のものについては、25年を経過したもの、又は、別紙2に定めるところにより算定して得た現存率が70%以下のものとする。

（３）鉄筋コンクリート造りによる施設の場合

施設が建設された年度から起算した当該施設の経過期間が申請年度において、50年を経過したもの、又は、別紙2に定めるところにより算定して得た現存率が70%以下のものとする。

4 国庫補助基準

(1) 本体工事費

平成〇年〇月〇日厚生労働省発社援〇第〇号厚生労働事務次官通知の別紙「地域自主戦略交付金交付要綱（社会福祉施設等施設整備に関する事業）」（以下「交付要綱」という。）の別表1-1に定めるところによるものとする。

ただし、当該施設の用に供することのできる部分であって、3による対象事業とならない部分については、原則としてこれを控除する等の調整を行う。

(2) その他の工事費

交付要綱の別表1-1に定めるところによるものとする。

ただし(1)のただし書きの規定により調整が行われる場合は、その他の工事費についてもこれに見合う調整を行うことがある。

なお、この対象とならない工事費等について一般整備の改築対象として認める場合もあるので別途協議すること。

5 独立行政法人福祉医療機構

老朽民間社会福祉施設整備に要する資金の法人自己負担額の全部又は一部については、独立行政法人福祉医療機構において同機構の定める貸付基準に基づき融資する。

6 その他の取扱い

(1) 改築後転用を予定している施設又は利用率の低い施設については対象としないものであること。

(2) 対象とする施設は、社会福祉法人の設置に係るものであって、施設の経営実績、将来性及び当該法人の財源措置等が確実なものであること。